

「早寝早起き朝ごはんPOP」応募に関するQ&A (R5.7.14)

徳島県教育委員会 生涯学習課

Q1. パソコンやタブレットなどを使ったデジタル制作は認められますか。

A1. デジタル作品も応募可とします。学校の教育活動で取り組まれる場合は、1人1台端末を有効に活用してください。

Q2. 「手描き・手書き」について、どのように理解すればよいですか。

A2. 作成者自身の手によって描かれたイラスト、書かれた文字と解釈してください。これを満たしていれば、アナログ・デジタルの別を問いません。デジタル制作については、ペイント系ソフト（アプリ）を使った「ドローイング」を想定しています。画材も問いませんので、デジタルペンやソフト付帯の効果の使用についても認めます。ただし、ドロー系ソフト（アプリ）によるグラフィックデザインやレタリングについては、募集規定に則しません。

Q3. 制作に生成AIを用いてもよいですか。

A3. 生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募された作品は、審査の対象外とします。

※生成AIの利活用については、原則として、令和5年7月4日付【文部科学省通知】「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」に沿ったものとしてください。

Q4. デジタル活用で気をつけることはありますか。

A4. 全ての作品に通じることですが、著作権や肖像権など他人の権利を損なうことがないよう、特に気をつけてください。他者の作品や顔写真、商品、商標等が含まれている作品は、審査の対象外となります。